

65歳以上の皆さんへ

介護保険料の納入について



皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源となります。介護サービスが十分に整えられるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

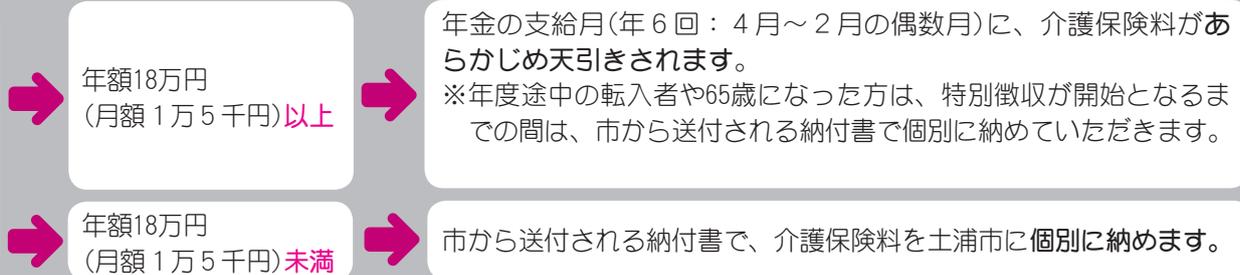
65歳以上の方の平成21年度の介護保険料については、「広報つちうらNo. 1003(平成21年5月15日発行)」7ページをご覧ください。

☎ 高齢福祉課介護管理係(☎826-1111 内線2462)

保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方は2種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります(年金を受給されていない方は、すべて普通徴収となります)。

あなたの年金額は?



特別徴収の方には、「年金からの天引きのお知らせ」(はがき)を } 7月中旬に発送します。
普通徴収の方には、「納入通知書」(封書)を

保険料は納期前に納付してください

特別な事情がないのに介護保険料を一定の期間滞納した場合は、介護サービスを利用するときに保険給付の支払方法の変更、保険給付の全部または一部の支払いの一時差し止め、保険給付額の減額などの制限を受けることがあります。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料について

平成21年度から保険料の新たな軽減措置が加わりましたので、お知らせします。

☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎029-309-1213)、市国保年金課(☎826-1111 内線2316、2406)

保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計したもので、個人単位で計算されます。

$$1 \text{ 年間の保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額: 被保険者1人当たり(3万7462円)

所得割額: (総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) × 所得割率(7.60%)

●平成21年度の軽減措置

□均等割額を負担する方の軽減措置

同一世帯内(被保険者と世帯主)の所得に応じて保険料の均等割額が右のように軽減されます。

世帯員(被保険者と世帯主)の総所得金額などの合計金額	軽減割合
① 世帯内「長寿医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計が【33万円(基礎控除額)】以下の世帯	8.5割
② ①のうち、長寿医療保険制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯	9割
③ 【基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)】以下の世帯	5割
④ 【基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	2割

※所得割額を負担する方の軽減措置

所得割額を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入153万円から211万円まで)については、5割軽減となります。

※「被用者保険の被扶養者」であった方の軽減措置

長寿医療制度に加入する直前に、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方については、20年度同様、21年度も均等割額が9割軽減となります。所得割額も、かかりません。

介護保険・長寿医療保険料の納期・納税と納付方法は右のページの国民健康保